（患者調査規則の一部改正）

第十条　患者調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体にはり付ける書面）	（磁気ディスク等にはり付ける書面）
第十五条　前条の電磁的記録に係る記録媒体には、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。	**第十五条**　前条の電磁的記録を保存する磁気ディスク等（磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）には、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）

（公衆衛生修学資金貸与法施行規則の一部改正）

第十一条　公衆衛生修学資金貸与法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は提出者の氏名及び住所並びに申請又は提出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	**第十二条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は提出者の氏名及び住所並びに申請又は提出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
一～五　（略）	一～五　（略）
（削る）	（フレキシブルディスクの構造）
（削る）	**第十三条**　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十三条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。	**第十四条**　第十二条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一・二　（略）	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式
（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正）	二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式
第十二条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。	（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
	第十五条　第十二条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
一・二　（略）	

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第六章　（略）	第一章～第六章　（略）
第七章　雑則（第二十九条―第三十一条）	第七章　雑則（第二十九条―第三十三条）
附則	附則